

訪問看護重要事項説明書【医療保険】

1.事業所の概要

事業所名	あすなろ訪問看護ステーション		
所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483		
提供可能サービス	訪問看護・予防訪問看護		
介護保険事業所番号	4060490010号		
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者	連絡先
	訪問看護・予防訪問看護	安永 弥生	092-936-9653
サービス提供地域	須恵町・志免町・宇美町・粕屋町・博多区		

2.事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類	人員
管理者	訪問看護・業務全般の管理	1名
サービス提供者	看護師	訪問看護 5名以上
PT(理学療法士)	リハビリ	必要数
OT(作業療法士)	リハビリ	必要数
ST(言語聴覚士)	リハビリ	必要数
事務職	事務	1名

3.営業日・時間

サービス種類	平日・土曜日	休祭日
訪問看護	8:30~17:00	

※訪問看護は12月31日(12:30)~1月3日までは「休祭日」の扱いになります。

※但し、必要に応じて対応します。

4.サービス内容

訪問看護は利用者の居宅において看護師その他の省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。
 ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③褥創の予防 ④食事及び排泄等の日常生活の世話⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理⑩その他医師の指示による医療処置

5.利用料金負担

・利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。
 ・利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行しますので、月末までに現金にてお支払いお願いします。

※利用者負担金(医療保険法定利用料)

(基本療養費 + 管理療養費 + 加算分) × 負担割合 となります。

※月額上限について詳しくは各市町村役場窓口へお問い合わせ下さい。

※公費の受給者証をお持ちの方は、各市町村により自己負担額が変わります。

医療保険料金

サービスの種類	個人負担(10割)
基本療養費	5,550円
基本療養費(4日目以降)	6,550円
管理療養費 初日	7,670円
管理療養費 2日目以降	3,000円
緊急訪問看護加算	2,650円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	780円

加算項目(一部)	個人負担(10割)
24時間対応体制加算	6,800円
特別管理加算 I	2,500円
特別管理加算 II	5,000円
情報提供料	1,500円
ターミナルケア療養費	25,000円
複数名訪問看護加算(週1回)	4,500円
複数名訪問看護加算(週3回)	3,000円

※保険適用外料金(自費)税別

死後の処置料	10,000円	※死亡時の訪問の場合に頂きます。
自費訪問看護(1時間)	5,000円	(税抜き価格です)

6.キャンセル

①利用者がサービスの利用中止をする際は、速やかに下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先 : 092-936-9653

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用日の前々日までにご連絡下さい。

※当日訪問時のキャンセル(利用者都合)はキャンセル料を申し受けますので、ご了承下さい。
 (但し、利用者の急変などの緊急の場合はキャンセル料は不要です。)

③キャンセル料は、利用料の50%をお支払いいただきます。

・サービス利用時間まで…無料

・訪問時間内のキャンセル…利用料金の50%

7.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に関わる居宅介護支援事業所に対して、連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い、原因を解明し再発防止の対策を講じます。

8.緊急時の救急車の同乗他

訪問看護は、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。

このため、利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については保険給付対象外サービス(自費訪問看護)となりますことをご了承下さい。

別途、時間単位による自費、搬送先病院からの看護師交通費などを請求させていただく場合があります。

9.相談・苦情窓口

・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【電話】092-936-9653 【FAX】092-936-9655 担当者:訪問看護管理者 安永 弥生
 対応時間 8:30~17:00

○公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

・市町村介護保険相談窓口 ・福岡県国民健康保険団体連合(国保連)092-642-7859

6.公共機関の相談窓口

窓口	住所	電話	FAX
須恵町地域包括支援センター	須恵町大字須恵771	092-932-1180	092-957-6242
宇美町地域包括支援センター	宇美町宇美5丁目1-1	092-934-2249	092-957-0286
志免町地域包括支援センター	志免町志免中央1丁目1-1	092-935-1001	092-935-2456
粕屋町役場 介護福祉課	粕屋町駕与1丁目1-1	092-938-0229	092-938-3150
粕屋町支部広域連合相談窓口	久山町大字久原3168-1	092-652-3111	092-652-3106
篠栗町地域包括支援センター	篠栗町大字篠栗4855-5	092-948-6650	092-947-7977
大野城市長寿支援課介護サービス担当	大野城市曙町2丁目2-1	092-580-1860	092-573-8083
博多区役所 介護保険課	福岡市博多区博多駅前2-19-24	092-419-1078	092-441-1455
福岡市東区役所 介護保険課	福岡市東区箱崎2-54-1	092-645-1071	092-631-2191
福岡市南区役所 介護保険課	福岡市南区塙原3-25-3	092-559-5127	092-512-8811
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課	北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2771	093-582-2095
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13-47	092-642-7859	092-642-7857

裏面あり

訪問看護利用契約書【医療保険】

事業所:あすなろ訪問看護ステーション

私(利用者)とあすなろ訪問看護ステーション(以下、「事業者」という。)は訪問看護サービス利用に関して次のとおり契約を締結いたします。

第1条 契約の目的

事業者は、健康保険等の関係法およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。

第2条 契約期間

この契約の契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとする。

第3条 訪問看護計画とサービスの提供

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、これに従って【重要事項説明書】に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。

2. 事業者は、訪問看護計画書を作成し、主治医に提出します。

3. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

第4条 サービス提供の記録等

1. 事業者は、それぞれのサービス提供に関する記録を契約終了後2年間保管します。

2. 事業者は、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条 利用者負担額の滞納

1. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないには、この契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。

2. 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める機関が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条 利用者の解約権

利用者は、事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。

第7条 事業者の解除権

事業者は、利用者の著しい不正行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来ます。この場合事業者は、主治医に連絡します。
暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

第8条 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 二 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 三 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき

第9条 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合にはこの限りではありません。

第10条 秘密保持

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することが出来ます。

第11条 苦情対応

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があつた場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第12条 緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第13条 契約外条項

この契約に定めのない事項については、健康保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議の上、定めます。

【署名欄】

当ステーションは、利用者様へ本契約内容及び重要事項説明に関する説明を行いました。

訪問看護事業者として、利用者様の申込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人社団 正信会 あすなろ訪問看護ステーション

所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石 115-483

管理者 安永 弥生

私は(利用者)、あすなろ訪問看護ステーション(事業者)より本契約内容及び重要事項説明に関する説明を受け訪問看護の契約及び重要事項説明の内容について同意し、利用を申し込みます。

【利用者】

住所

氏名

電話番号

【ご家族又は代理人】

住所

氏名

(続柄)

電話番号